

# 浦和競馬場入場業務仕様書

## 1 業務の目的

浦和競馬場本場及び場外開催における、入場及び指定席券販売に関する業務を円滑に行うものである。

## 2 業務内容

### (1) 入場業務

- ア 入場人員の集計(有料、無料入場券)及び報告 ※本場開催日のみ
- イ 入場料の徴収及び収納 ※本場開催日のみ
- ウ 入場改札の運用
- エ 出走表の補充及び廃棄 ※本場開催日のみ
- オ その他入場に関すること

### (2) 指定席販売業務

- ア 指定席販売の集計及び報告
- イ 指定席券の販売及び収納
- ウ 指定席販売機の運用
- エ その他指定席販売に関すること

### (3) 上記(1)、(2)に基づいた統計調査書の提出

### (4) 業務マニュアルの作成・更新

### (5) 入場システムの開催情報等入力

※両替金については、浦和競馬組合にて準備するものとする。

※この業務に要する消耗品及び光熱水費は、浦和競馬が負担するものとする。

## 3 業務を要する日時

### (1) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (2) 業務日数

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| ア 本場開催日                   | 56日 (A) |
| イ 南関場外開催日(特異日)            | 12日 (B) |
| ウ JRA場外開催日(土曜日・祝祭日)       | 34日 (C) |
| エ JRA場外開催日(日曜日・ホープフルS・金杯) | 49日 (D) |
| オ JRA場外開催日(有馬記念)          | 1日 (E)  |
| カ JRA場外開催日(暑熱対策実施日)       | 2日 (F)  |

※A～Fの区分は、添付資料(別紙1)に記載。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により日数は変更となる場合がある。

### (3) 業務時間

A、B 10:00から19:00まで

C、D、E 8:00から17:00まで

F 8:00から19:00まで

※上記業務時間は、標準的なものであり、開門・発走時間によって変更が生じる。

## 4 業務実施に必要な人数

(1) 本場開催日 8ポスト/1日

ア 統括責任者 : 1ポスト

- イ 正門 入場業務 : 1ポスト
- ウ 正門 指定席販売業務 : 4ポスト
- エ 正門入場及び指定席販売業務 : 1ポスト
- オ 北門入場 : 1ポスト
- (2) 南関場外開催日(特異日) 2ポスト/1日
  - ア 統括責任者 : 1ポスト
  - イ 正門 指定席販売業務 : 1ポスト
- (3) JRA場外開催日(土曜日・祝祭日) 2ポスト/1日
  - ア 統括責任者 : 1ポスト
  - イ 正門 指定席販売業務 : 1ポスト
- (4) JRA場外開催日(日曜日・ホープフルS・金杯) 3ポスト/1日
  - ア 統括責任者 : 1ポスト
  - イ 正門 指定席販売業務 : 2ポスト
- (5) JRA場外開催日(有馬記念) 4ポスト/1日
  - ア 統括責任者 : 1ポスト
  - イ 正門 指定席販売業務 : 3ポスト
- (6) JRA場外開催日(暑熱対策実施日) 3ポスト/1日
  - ア 統括責任者 : 1ポスト
  - イ 正門 指定席販売業務 : 2ポスト

## 5 実施場所

- (1) 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合
  - ア 正門入場、指定席券販売所
  - イ 北門入場

## 6 指定席 web 販売について

今後、浦和競馬場において、指定席のweb販売を検討している。導入状況によって「2業務内容」「3業務を要する日時」等の内容を変更する可能性があることを留意すること。

## 7 浦和競馬場での勝馬投票券購入等の禁止について

本契約受託者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受託者は、受託者の従業員、派遣職員等(再委託先の者を含む)に本事項の周知、徹底を図ること。

- (1) 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
- (2) その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。

## 8 その他注意事項等

- (1) お客様に対しての言葉遣いは丁寧にするとともに、受託者は組合の認めるユニフォームを着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。
- (2) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じることとする。受託者等が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として埼玉県浦和競馬組合個人情報保護条例の適用を受けることとする。
- (3) 大規模災害、事故や気象警報発生時等、委託者の判断により、業務の一部または全部を実施しないことがある。その際は、双方協議の上、出来高に基づいて支払い額を決めることとする。
- (4) 受託者は、本業務に従事する可能性のある者すべてに対して、本業務を行うために必要な知識を十分に教育しなければならない。また、当組合から受託者の従業員等に対しての教育実習に、必ず参加することとする。
- (5) 責任と自覚、厳正と積極性をもって職務を遂行すること。

- (6) お客様からの苦情要望等、勤務中の事案は速やかに委託者に報告し、その指示を仰ぐこと。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、双方協議のうえ決定することとする。